長崎女子短期大学図書館利用規程

第１条　本学学則第 49 条に定める図書館については、この規程によるものとする。

第２条（利用者の範囲）
図書館は、本学教職員・学生及び卒業生その他特に館長の許可を得た者に限り利用できる。なお、卒業生・その他特に館長の許可を得た者には、利用者カードを発行する。

第３条（開館日）
図書館は大学休業日のほかは開館する。長期・臨時の休館日は、予め掲示で通知する。

第４条（開館時間）
図書館の利用時間は、9 時から 18 時とする。変更のある場合は予め掲示で通知する。

第５条（携行品制限）
図書館に入館する時、筆記具・貴重品以外の手荷物は、図書館利用者専用ロッカーに入れ鍵をかけなければならない。ただし、コピー機のみの利用・返却のみの場合はその限りではない。

第６条（閲覧）
閲覧室内の資料は自由に見ることができる。書庫内の資料を閲覧したい時は所定の閲覧票に記入し係員に提出する。

第７条（貸出）
貸出は一人３冊までとし１週間を限度とする。ただし、同分野の図書は２冊までとする。貸出をうけたい時は、学生証(利用者カードなど)を係員に提示する。なお、卒業生については一人３冊まで２週間を限度とし、郵送（書留扱い）による返却も受け付ける。

第８条（返却）
貸出をうけた図書は、期限内に返却しなければならない。返却が遅れた場合には貸出を停止する。

第９条（貸出制限）
禁帯マークが貼付されている図書や最新刊の雑誌は貸出しない。

第 10 条（弁償）
図書を紛失した時は同一図書または相当の代価をもって弁償しなければならない。

第11条（禁止行為）

図書館内では飲食・雑談その他迷惑になる行為は厳重に慎まなければならない。なお携帯電話の使用は禁止とする。

第12条（レファレンス）

図書館利用上不明な点は、係員に相談し指導を受けなければならない。

第13条（利用停止）

この規程ならびに図書館長・司書の指示することに違反した者に対しては、利用を停止することがある。

附則

この規程は、昭和 41 年 4 月 1 日より実施する。
この規程は、平成 8 年 4 月 1 日一部改正の上、実施する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正の上、実施する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日一部改定の上、実施する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日一部改定の上、実施する。